



○法令日記

編輯子の机上日記中より法律、勅令、内務省
 令等の發布を録したる昭和八年五月二十日よ
 りの部分を登載す

△道路行政に關係ある法律、
 命令、訓令、通牒等苟くも
 道路行政に當る人々の知ら
 ざるべからざることは凡て
 本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑
 問は本欄に於て回答するを
 以て會員諸氏は隔意なく質
 問あらん事を望む

○五月二十日

- 一勅令第百十六號 文部省官制中改正ノ件
- 一勅令第百十七號 臨時文部省ニ教育調査部ヲ設置スルノ件
- 一勅令第百十八號 文部省内臨時職員設置制中改正ノ件
- 一勅令第百十九號 震災ニ因ニ宮城縣及岩手縣災害土木費國庫補助規程ニ關スル件
- 一勅令第百二十號 昭和八年法律第二十號工業組合法中改正法律施行期日ノ件
- 一勅令第百二十一號 工業組合中央會ノ設立ニ關スル件

○五月二十三日

- 一内務省令第十五號 明治三十三年十月内務省令第四十四號娼妓取締規則中改正ノ件
- 一勅令第百二十二號 大藏省官制中改正ノ件
- 一勅令第百二十三號 大藏省内臨時職員設置制中改正ノ件
- 一勅令第百二十四號 臨時大藏省ニ外國爲替管理部ヲ設置スルノ件
- 一勅令第百二十五號 高等官官等俸給令中改正ノ件
- 一勅令第百二十六號 專賣局官制中改正ノ件
- 一勅令第百二十七號 稅關官制中改正ノ件
- 一勅令第百二十八號 稅務監督局官制中改正ノ件
- 一勅令第百二十九號 京都帝國大學官制中改正ノ件
- 一勅令第百三十號 九州帝國大學官制中改正ノ件
- 一勅令第百三十一號 北海道帝國大學官制中改正ノ件
- 一勅令第百三十二號 大正八年勅令第十七號九州帝國大學各部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件
- 一勅令第百三十三號 大正八年勅令第十八號北海道帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件
- 一勅令第百三十四號 朝鮮總督府諸學校官制中改正ノ件

○五月二十五日

- 一勅令第百三十五號 外國爲替管理委員會官制ノ件

一 勅令第三百三十六號 外貨評價委員會官制ノ件

○五月二十六日

一 大藏省令第十三號 地種變更免租年期ニ關スル法律施行規則中改正ノ件

○五月二十七日

一 法律第五十六號 水産會法中（大正十年法律第六十號）改正法律

一 勅令第三百三十七號 大正十年勅令第二百六十一號水産會法第二十六條ニ依ル異議ノ申立、訴願及行政訴訟ニ關スル件中改正ノ件

○五月三十一日

一 勅令第四百十二號 船舶登記規則中（明治三十二年勅令第二百七十號）改正ノ件

○六月一日

一 勅令第四百十二號 滿洲事變ニ因リ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件

○六月三日

一 勅令第四百四十四號 官立文理科大學官制中改正ノ件
一 勅令第四百四十五號 文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件
一 勅令第四百四十七號 米穀法施行令中改正ノ件
一 農林省令第十一號 米穀法施行規則中改正ノ件

○六月五日

一 內務省令第十六號 鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ特例ニ關スル件

一 遞信省令第二十八號 開港規則施行規則中改正ノ件

○六月八日

一 勅令第四百四十八號 朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正ノ件
一 勅令第四百四十九號 朝鮮總督府監獄官制中改正ノ件

一 勅令第五百十號 臺灣總督府法院職員定員令中改正ノ件

一 勅令第五百一十一號 關東州ニ於ケル司法警察官ノ職務代行ニ關スル件

○六月十日

一 勅令第五百十二號 高等官官等俸給令中改正ノ件

○六月十五日

一 內務省令第十七號 昭和六年十二月內務省令第三十四號豐橋都市計畫事業下水道受益者負擔ニ關スル件中改正ノ件

○六月十六日

一 勅令第五百五十八號 北海道國有未開地處分法施行規則中改正ノ件

一 勅令第五百五十九號

昭和八年法律第九號保險業法中改正法律施行期日ノ件

一 勅令第六十號 樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治三十三年勅令第三百八十號外國保險會社ニ關スル件中改正ノ件

通牒

府縣知事殿

昭和八年度農村振興其ノ他土木事業資金融通ニ關

スル件通牒

内務省發地第四七號

昭和八和六月七日

内務次官

大藏次官

標記ノ件ニ關シ今回別紙融通條件ヲ以テ左記ノ通融通セラ
ル、コトニ決定相成候ニ付テハ別紙取扱要綱ニ基キ適當ニ
御措置相成度

記

道府縣	利子補給アルモノ		利子補給ナキモノ		合 計		備 考
	府縣分	市町村及水利組合分	府縣分	市町村及水利組合分	府縣分	市町村及水利組合分	
北海道		八八二,100				八八二,100	
青森	八三七,六六八	三六九,一五〇	八三七,六六八	三六九,七五〇		一,二〇七,四一八	
岩手	一,九〇八,六六七	三五〇,〇〇〇	一,〇六八,六六七	三五〇,〇〇〇		一,四一八,六六七	
宮城	九三二,001	三五七,五〇〇	九三二,001	三五七,五〇〇		一,三八九,五〇一	
秋田	六二七,三三四	三三六,〇〇〇	六二七,三三四	三三六,〇〇〇	五二九,〇〇〇	九五三,三三四	
山形	六六七,三三四	三三八,〇〇〇			五二九,〇〇〇	一,一九六,三三四	
福島	一,〇〇六,三三四	三六六,五〇〇			一,〇〇六,三三四	一,四四二,八三四	

茨城	六四〇,三三三	四〇二,〇〇〇	一,〇三五,三三三	一六三,〇〇〇	一三三,〇〇〇	七八七,三三三	四〇二,〇〇〇	一,一八八,三三三
栃木	七七七,六六七	二四二,二五〇	九六九,九二七	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	七二七,六六七	二四二,二五〇	九六九,九二七
群馬	六七二,六六七	三三三,〇〇〇	一,〇三四,六六七	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	七四六,六六七	三三三,〇〇〇	一,〇九九,六六七
埼玉	八五二,五〇九	三三四,五〇〇	一,一六七,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一三三,〇〇〇	九八四,五〇九	三三四,五〇〇	一,一八九,〇〇〇
千葉	八九一,六六七	三三三,二五〇	一,二五五,九二七	八九一,六六七	八九一,六六七	八九一,六六七	三三三,二五〇	一,二五四,九二七
東京	二,六七五,三三三	三三〇,二五〇	二,八九五,五八三	二,六七五,三三三	二,六七五,三三三	二,六七五,三三三	三三〇,二五〇	二,八九五,五八三
神奈川	一,二五四,〇〇一	二八九,七五〇	一,四四三,七五一	一,二五四,〇〇一	一,二五四,〇〇一	一,四五四,〇〇一	二八九,七五〇	一,四四三,七五一
新潟	一,一四八,六六七	四二一,〇〇〇	一,五五九,六六七	一,一四八,六六七	一,一四八,六六七	一,一四八,六六七	四二一,〇〇〇	一,五五九,六六七
富山	五七〇,三三四	一六九,二五〇	七三九,五八四	八,五七九	八,五七九	五七九,九三三	一六九,二五〇	七四八,二六三
石川	五二一,〇〇一	一八一,〇〇〇	七四二,一〇一	五二一,〇〇一	五二一,〇〇一	五二一,〇〇一	一八一,〇〇〇	七四二,一〇一
福井	五五一,〇〇〇	一八〇,七五〇	七三一,七五〇	五五一,〇〇〇	五五一,〇〇〇	五五一,〇〇〇	一八〇,七五〇	七三一,七五〇
山梨	六五〇,〇〇〇	一九三,二五〇	八四三,二五〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一九三,二五〇	八四三,二五〇
長野	一,四四三,三三四	四二一,二五〇	一,八五六,五八四	一,四四三,三三四	一,四四三,三三四	一,四四三,三三四	四二一,二五〇	一,八五六,五八四
岐阜	七四八,五〇〇	三三六,七五〇	九八五,二五〇	七四八,五〇〇	七四八,五〇〇	七四八,五〇〇	三三六,七五〇	九八五,二五〇
静岡	九五五,六六七	二六六,五〇〇	一,二三二,一六七	九五五,六六七	九五五,六六七	九五五,六六七	二六六,五〇〇	一,二三二,一六七
愛知	一,五五八,〇〇一	二四六,三三三	一,八〇四,三三四	一,五五八,〇〇一	一,五五八,〇〇一	一,五五八,〇〇一	二四六,三三三	一,八〇四,三三四
三重	八八九,〇〇一	二四二,〇〇〇	一,一三一,〇〇一	八八九,〇〇一	八八九,〇〇一	八八九,〇〇一	二四二,〇〇〇	一,一三一,〇〇一
滋賀	五八一,三三三	一六八,七五〇	七五〇,〇八三	五八一,三三三	五八一,三三三	五八一,三三三	一六八,七五〇	七五〇,〇八三

熊本	一、〇九一、〇〇〇	二九一、〇〇〇	一、三八二、〇〇〇		一、〇九一、〇〇〇	二九一、〇〇〇	一、〇九一、〇〇〇
長崎	八三三、三三三	三三四、五〇〇	一、一五七、五〇〇		八三七、三三三	三三四、五〇〇	一、一五七、五〇〇
佐賀	五三三、三三三	一五七、五〇〇	六八〇、八三三		五三三、三三三	一五七、五〇〇	六八〇、八三三
福岡	一、四〇九、六六七	三六三、五〇〇	一、七七三、一六七		一、四〇九、六六七	三六三、五〇〇	一、七七三、一六七
高知	四四〇、六六七	二二七、五〇〇	六五八、一六七		四四〇、六六七	二二七、五〇〇	六五八、一六七
愛媛	七八三、三三四	三〇三、〇〇〇	一、〇八六、三三四		七八三、三三四	三〇三、〇〇〇	一、〇八六、三三四
香川	四八一、〇〇〇	三九一、五〇〇	七二〇、五〇〇	二〇、〇〇〇	四八一、〇〇〇	三九一、五〇〇	七二〇、五〇〇
徳島	五五二、三三四	一九三、〇〇〇	七四五、三三四	二〇、〇〇〇	五五二、三三四	一九三、〇〇〇	七四五、三三四
山口	七八七、〇〇〇	三六六、五〇〇	一、〇五三、五〇〇	二七五、〇〇〇	七八七、〇〇〇	三六六、五〇〇	一、〇五三、五〇〇
廣島	一、一五一、六七	三三四、五〇〇	一、四四六、一六七	二七五、〇〇〇	一、一五一、六七	三三四、五〇〇	一、四四六、一六七
岡山	九四九、六七	二九〇、七五〇	一、二四〇、四一七		九四九、六七	二九〇、七五〇	一、二四〇、四一七
島根	六四六、〇〇〇	二四二、五〇〇	八八八、五〇〇		六四六、〇〇〇	二四二、五〇〇	八八八、五〇〇
鳥取	六八八、〇〇	一六八、七五〇	八五六、七五〇		六八八、〇〇〇	一六八、七五〇	八五六、七五〇
和歌山	七〇二、三三四	一七〇、〇〇〇	八七二、三三四	二五〇、〇〇〇	七〇二、三三四	一七〇、〇〇〇	八七二、三三四
奈良	五四九、〇〇〇	三三三、七五〇	六八一、七五〇		五四九、〇〇〇	三三三、七五〇	六八一、七五〇
兵庫	一、六六九、三三四	三九一、〇〇〇	二、〇〇八、三三四	一三三、三六八	一、六六九、三三四	三九一、〇〇〇	二、〇〇八、三三四
大阪	一、六三三、二六七	二三三、二五〇	一、七五七、四二七	一三三、三六八	一、六三三、二六七	二三三、二五〇	一、七五七、四二七
京都	一、〇八七、八三四	一五七、二五〇	一、二四五、〇八四	六七〇、三三	一、〇八七、八三四	一五七、二五〇	一、二四五、〇八四

法
命

大分	四八三、三三四	二九〇、〇〇〇	七七一、三三四	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	五〇三、三三四	五九〇、〇〇〇	七九三、三三四
宮崎	六四六、三三四	一八〇、七五〇	八二七、〇八四			六四六、三三四	一〇七、七五〇	八二七、〇八四
鹿兒島	六七五、六六七	四二一、〇〇〇	一、〇八六、六六七			六七五、六六七	四二一、〇〇〇	一、〇八六、六六七
沖繩	五七九、〇〇〇	三六二、三九九	九四一、三九九			五七九、〇〇〇	三六二、三九九	九四一、三九九
合計	四、〇三四、五八八	一三、四九四、四三三	五〇四、二七五、七〇〇	二、二六、九九九	二、二六、九九九	四、〇三四、五八八	一三、四九四、四三三	五〇四、二七五、七〇〇

融通條件

一、融通ノ形式 道府縣及六大都市ニ在リテハ地方債證券引受ノ形式ニ依リ六大都市以外ノ市町村（市町村組合

及町村組合ヲ含ム）ニ在リテハ貸付ノ形式ニ依リ水利組合ニ在リテハ日本勸業銀行又ハ農工銀行ヲ經由貸付ノ方法ニ依ルモノトス

預金部ヨリ道府縣市町村ニ對スルモノハ年三分二厘銀行ヨリ水利組合ニ對スルモノハ年三分九厘以内トス

二、融通ノ利率

預金部ヨリ道府縣市町村ニ對スルモノハ年三分二厘銀行ヨリ水利組合ニ對スルモノハ年三分九厘以内トス

三、償還期限 二十ヶ年以内（五ヶ年以内ノ据置期間ヲ含ム）

昭和八年度農村振興其ノ他土地土木事業資金取扱要綱

一、本資金ハ農村振興其ノ他土木事業資金トシテ融通セラレタルモノナルヲ以テ左ノ各號ノ用途ニ之ヲ使用シ他ノ費用ニ充當ス

（カラサルコト

（イ）道府縣ニ在リテハ昭和八年三月十五日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算ニ依ル國直轄事業中時局匡救ノ爲施行セラルル既定繼續費ノ繰上、新規河川改修、砂防費ノ追加、新規港灣修築及國道改良工事ニ對スル分擔金又ハ右總豫算並昭和八年三月二十八日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算追加ニ基ク國庫ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

（ロ）六大都市ニ在リテハ（イ）ニ掲クル國直轄事業若ハ府縣事業ノ分擔金又ハ國庫ノ補助ヲ受ケ若ハ國庫ノ補助ニ基ク府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

（ハ）六大都市以外ノ市町村（市町村組合及町村組合ヲ含ム）以下同シ）ニ在リテハ（イ）ニ掲クル國直轄事業若ハ道府縣事業ノ分擔金又ハ國庫ノ補助ニ基ク道府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

（ニ）水利組合ニ在リテハ（イ）（ロ）（ハ）ニ掲クル國直轄事業、府

（イ）道府縣ニ在リテハ昭和八年三月十五日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算ニ依ル國直轄事業中時局匡救ノ爲施行セラルル既定繼續費ノ繰上、新規河川改修、砂防費ノ追加、新規港灣修築及國道改良工事ニ對スル分擔金又ハ右總豫算並昭和八年三月二十八日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算追加ニ基ク國庫ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

（ロ）六大都市ニ在リテハ（イ）ニ掲クル國直轄事業若ハ府縣事業ノ分擔金又ハ國庫ノ補助ヲ受ケ若ハ國庫ノ補助ニ基ク府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

（ハ）六大都市以外ノ市町村（市町村組合及町村組合ヲ含ム）以下同シ）ニ在リテハ（イ）ニ掲クル國直轄事業若ハ道府縣事業ノ分擔金又ハ國庫ノ補助ニ基ク道府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル自己ノ事業費

縣事業又ハ市町村事業ノ分擔金

二、地方長官へ本通牒ニ依ル割當金額ノ範圍内ニ於テ府縣市町村水利組合ニ付團體ノ配分額ヲ定ムルコト

三、本資金中利子補給アルモノニ付テハ事業施行ノ關係上府縣分ト市町村及水利組合分トヲ彼此流用シテ各配分額ヲ定ムルモ支障ナキコト

利子補給無キモノニ付テハ事業施行ノ關係上府縣分ト市町村及水利組合分トノ彼此流用ヲ妨ケサルモノヲ利子補給アルモノニ流用シ得サルコト

四、地方長官前二項ニ依リ府縣、市町村、水利組合ニ付團體別ノ配分額ヲ定メタルトキハ當該團體ニ之ヲ通知スルト同時ニ市町村(六大都市ヲ除ク)別配分額ニ付テハ別紙第一號様式ニ依リ預金部支部長ニ之ヲ通知スルコト尙附縣市町村水利組合ニ對スル團體別配分額ハ別紙第二號様式ニ依リ之ヲ内務大臣及大藏大臣宛各割ニ報告スルコト

配分額ヲ變更シタルトキハ直ニ前項ニ準シ通知及報告ヲ爲スコト

五、府縣及六大都市ニ付テハ供給決定ノ手續ヲ省略シ預金部ハ其ノ割當額ノ範圍内ニ於テ地方債ノ引受ヲ爲スコト

六、市町村(六大都市ヲ除ク)ニ付テハ資金配分ノ通知ヲ受ケタルトキハ資金供給稟請書正副二通ニ夫々事業計畫書、事業關係

豫算書、起債ノ議決書、償還年次表及起債許可書ノ寫ヲ添へ預金部支派出張所ニ提出スルコト

市町村資金供給決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金部支部分ニ資金ノ交付申請ヲ爲シ日本銀行ノ店ヨリ現金受領ノ手續ヲ爲スコト

七、水利組合ニ付テハ資金配分ノ通知ヲ受ケタルトキハ資金供給稟請書ヲ地方長官ヲ經由シ大藏大臣及内務大臣ニ提出スルコト

水利組合資金供給決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ日本勸業銀行又ハ農工銀行ニ對シ借入ノ手續ヲ爲スコト

八、道府縣、市町村ニシテ預金部ニ對シ現ニ元利延滞額ヲ有スルトキハ預金部ハ地方債ノ引受又ハ貸付ヲ爲ササルコト

九、第四項ニ依リ報告シタル本資金配分額ニ不要額ヲ生シタルトキハ地方長官ハ別紙第三號様式ニ依リ速ニ内務大臣及大藏大臣宛各別ニ之ヲ報告スルコト

十、預金部ニ於ケル地方債ノ引受又ハ市町村へノ貸付及銀行ニ於ケル水利組合へノ貸付ハ昭和九年五月末日ヲ以テ打切ルモノトス、從テ資金供給稟請書ハ昭和九年四月三十日迄ニ提出スルコトヲ要ス

十一、本資金ノ預金部ニ對スル元利支拂期日ハ九月一日、三月一日トス

十二、資金ノ供給ヲ受ケタルモノニシテ本資金ノ使途其ノ他ニ付不都合アリト認メタルトキハ期限内ト雖、何時ニテモ全部又ハ

道路の改良 第十五卷 第七號

一部ノ償還ヲ命スルコトアルヘキコト

十三、第六項ニ依ル市町村供給ノ稟請ニ對シテハ之ヲ以テ借入申込書ニ代ヘ、預金部支部及同出張所ニ於テ調査ノ上資金貸付ノ當否ヲ決定スルモノニシテ尙本資金供給ノ決定ハ融通ノ敏速ヲ期スル爲便宜預金部支部長ニ於テ之ヲ行フコトニナリ居レルヲ以テ地方長官ハ本資金融通ニ關スル諸事項ニ付預金部支部長ト密接ナル連絡ヲ保持スル様留意セラレ度キコト

十四、前各項ニ定ムルモノノ外預金部普通地方資金融通規則ノ定ムル所ニ準據スルコト

第一號様式

昭和八年度農村振興其ノ他土木事業資金配分通知

市町村名	用途	利子補給アルモノ	利子補給ナキモノ	計	備考
計					

右通知候也

年 月 日

預金部支部長 氏

名宛

北海道廳官
府縣知事 氏

名團

第二號様式

昭和八年度農村振興其ノ他土木事業資金配分報告

一、府 縣 分

事業ノ種類	利子補給アルモノ	利子補給ナキモノ	計	備考
計				

二、市町村及水利組合分

市町村及水利組合名	用途	利子補給アルモノ	利子補給ナキモノ	計	備考
計					

右報告候也

年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 宛

内務大臣 氏 名 宛

大藏大臣 氏 名 宛

第三號様式

昭和八年度農村振興其ノ他土木事業資金不要額報告

團體名	用途	利子補給 アルモノ	利子補給 ナキモノ	計	備 考
計					不要額ヲ生 シタル理由 記載ノコト

右報告候也

年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 宛

内務大臣 氏 名 宛

大藏大臣 氏 名 宛

法 令

地發乙第九四號

昭和八年六月八日

内務省地方局長

府縣知事殿

土木費借入金利子補給ニ關スル件通牒

時局匡救對策トシテ施行スル農村振興其ノ他土木事業（昭和八年度分内務省主管）農業土木事業（昭和八年度着手農林省主管）ノ費用ニ充當スヘキ地方借入金ノ利子ハ二ヶ年度分ヲ國庫ヨリ補給スルコトニ相成候ニ付テハ左記御了知相成度

記

- 一、利子補給ハ昭和八年度及同九年度ノ二箇年度間トシ其ノ金額ハ右二箇年度間ニ於テ支拂フ要スル利子ノ全額トス
 - 二、利子補給ノ申請ハ右二箇年度分ニ付同時ニ申請スルコト
 - 三、農村振興其ノ他土木事業中左記事業ニ對スル地方分擔金ニ對シテハ利子補給ヲナササルコト
- 國直轄事業ニシテ
1 治水事業中

(イ) 既定繼續費ノ繰上ケ
(ロ) 新規河川改修

2 港灣事業

四、農業土木事業中利子ヲ補給セラルヘキ事業ハ左記事業ニ限ル

コト

1 二年量用排水幹線改良事業 (府縣事業)

2 荒廢林地復舊事業 ()

3 林道開設事業 ()

4 小漁港設備事業 (府縣事業)

5 船溜及船揚場設備事業 (市町村事業)

五、農業土木事業借入金ノ九年度ニ於ケル借入豫定ノモノニ付テハ半箇年度分ノ利子額ヲ豫定シタルモノナルヲ以テ右ニ基キ借入ノ計畫ヲナスコト

六、利子補給申請手續ニ關シテハ追テ通牒ス

七、市町村ニ對スル利子補給ハ預金部ニ於テ直接市町村ニ地方資金ヲ融通スル場合ニ於テモ府縣豫算ヲ通シ補給スルモノナルヲ以テ(四月十三日內務省發地第三五號通牒)前記各項ノ中第一項、第四項(一部)及第五項其ノ他必要ナル事項ニ付テハ豫メ市町村ニ示達セラレ置クコト

照 覆

○囑託登記ニ關スル件

照 會 (昭和八年二月十三日東建設第一六八號)
鐵道省東京建設事務所長照會

當所ニ於テ鐵道用地買收ヲ爲ス場合ハ先ツ各不動産ノ所有者ヲシテ土地名義人ノ表示ノ變更、更正又ハ相續ニ因ル所有權移轉登記ノ申請ヲ爲サシメ或ハ當所ヨリ派出シタル職員ニ於テ土地所有者ノ代理人トシテ登記ノ申請ヲ爲シ然ル後當該土地ノ買收ニ因ル所有權移轉登記ヲ囑託シ來リタル次第ニ有之候此ノ場合ニ當所カ民法第四百二十三條不動産登記法第四十六條ノニ依リ土地所有者ニ代位シテ不動産若ハ登記名義人ノ表示ノ變更、更正ヲ囑託シ又ハ相續ニ因ル所有權移轉登記ヲ囑託スルハ差支無之哉何分ノ御回示ヲ煩度及照會候

追テ本文囑託ノ場合代位原因ヲ證スル書面自體ハ之ヲ添付スルコトナク當所ニ於テ右書面ノ認證謄本ヲ作成シテ

之ヲ添付スルコトハ差支無之哉併テ承リ度

同 答 (昭和八年四月十三日民事甲第一九〇號)
司法省民事局長 同 答

二月十三日東建發第一六八條照會首題ノ件鐵道用地トシテ買收セラルヘキ土地ノ登記ニ關シテ貴見ノ通囑託ヲ爲スコトヲ得又追書代位原因ヲ證スル書面ニ付テハ登記法中別段ノ定メナキ限り原本提出ヲ要スル儀ト思考致候此段及回答候也

〔參照〕

民法第四百二十三條 債權者ハ自己ノ債權ヲ保全スル爲メ其債務者ニ屬スル權利ヲ行フコトヲ得但債務者ノ一身ニ專屬スル權利ハ此限ニ在ラス

債權者ハ其ノ債權ノ期限カ到來セサル間ハ裁判上ノ代位ニ依ルニ非サレハ前項ノ權利ヲ行フコトヲ得ス但保存行爲ハ此限ニ在ラス

不動産登記法第四十六條ノ二 債權者カ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ債權者及ヒ債務者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原

法 令

因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

民事判例

◎契約履行請求控訴事件長崎控訴院昭和八、二、一三言渡

- 1 收用土地細目公告後起業者と土地所有者との間に爲されたる所有權取得に關する契約の性質(參照條文土地收用法第二十二條)
- 2 前項の場合に於ける不動産登記法第百三條の適用
- 3 公法上の契約と民法の類推適用

〔判旨〕

1 土地細目の公告後起業者と土地所有者との間に爲されたる所有權所得に關する契約は、土地收用法第二十二條に所謂協議に外ならずして、同法に所謂土地收用の一種として公法上の行爲に屬するものと認定するを相當とす。

2 不動産登記法第百三條の規定は上叙協議買買の場合にも尙其の適用ありと解すべし。

3 土地收用法上の協議は公法上の契約なるも、公法上に於ても契約に付ては、其の本質及同種類の内容に關する民法の規定と同様の法則行はるゝものと解すべく、從て其の成立及效力に付て

も、土地收用法の特別規定又は收用の性質に反せざる限り民法の規定を類推適用するの必要あり。

〔註〕 收用土地細目の公告後起業者と土地所有者との協議に依り爲された賣買が、民法上の賣買に屬するや、或は收用の一種なりやに付ては議論の存する所であるが、判例は從來之を收用の一種なりとする解釋を採つてゐるのであつて從て此の點に付ての本判例は別に新しい意義を有するものではないが、茲に本判例を紹介するの必要を認められたのは、此の場合に對し不動産登記法第百三條の適用を認むる點にある。即ち收用審査會の裁決を経た場合のみならず收用土地細目の公告後爲された協議賣買の場合に於ても、之が所有權移轉登記を登記權利者（此の場合に於ては起業者）のみにて申請し得ることを判示してゐる點である。（藤村藤治）

◎所有權確認動産引渡請求控訴事件東京地方裁判所昭和八、二、四言渡

○水道使用の法律關係

〔判旨〕

○凡そ市町村若は町村組合等が、水道條例により内務大臣の認可を得て布設したる水道其他の設備は公の營造物に外ならず、之が設置及管理等は公權作用たる行政行為に屬し、所屬市町村住

民との間に於ける該營造物使用に付ての關係は公法上の權利關係たること疑なく、之が使用關係は水道條例市制町村制市町村若は町村組合等の定めたる水道使用に關する條例並規則等により規律せらるべきものとす。……水道事業其のものが本來の性質上一私人に於ても亦之を營み得るものなりとするも、之が爲め市町村若は其の他の公法人に於て布設したる水道其の他の設備を目し、公の營造物に非ずと云ふを得ざるは多言を要せず、而して叙上の關係は市町村若は町村組合に於て定めたる條例に依り、水道設備の一部たる給水裝置を給水請求者たる所屬市町村民の所有に歸せしむることと爲したる場合に於ても其の理を異にするものに非ずして、給水裝置の設置及其の撤去並水道使用料の收納關係等凡て前掲各法規に依り律せらるべき公法上の關係なりと云ふべし。

◎損害賠償請求訴訟事件

（東京地方裁判所昭和八、四、一九言渡
原告太田久茂外一名被告京成電氣軌道株式會社）

○見透し不良なる電車踏切と其の施設方法

〔判旨〕

○右踏切は南北に通ずる幅員約二間の道路と交叉せる踏切にして同所には立札あるのみにして遮斷機自動警報機等の保安設備又

は踏切番人の配置なく、且之より西方約三丁の地點にて軌道は南方に彎曲し、右軌道の沿線一帯は高さ約八尺以上の杉松及雜木の生垣繁茂し、従て軌道の状態をも見透しすることを得ず：

農繁期には相當多數者が通行し昭和七年六月二十九日より一週間の調査に依るも、平均一日車馬自轉車手挽車の通行数は二百二十五臺にして、單獨人の交通数は百九十三人餘なることを認め得らるゝ状態にあり……右の如き事情と被告會社の自認する如き時速三十四哩の速度を以て電車を運行する場合に於ては右員數の八馬車通行の程度よりすれば被告會社は右踏切に付自動閉機を設置するか、踏切番人を配置せざるべからざる状態に在るものとは謂ひ得ざるやも知れずと雖も少くとも通行人が電車の進行を發見したる上之を待避し得る程度に軌道の彎曲を遠ざけ又は沿線の樹枝等の障礙物を除去し、以て踏切通行者の安全を計るべき義務あるものと云はざるべからず、然るに前記の如き通行人又は運轉手が電車又は通行人を發見したるときは到底之を避讓又は急停車を爲し得ざること、檢證の結果に徴し極めて見透し不良の状態にて、右の如き高速度の電車の運行を敢行し仍て本件事故を發生せしむるに至りたるは全く被告會社に過失ありたるものと斷せざるべからず。

被告は被告會社の警備電車企業は公許せられたる交通機關にして、其の運行表は官の許可を得て作成したる運轉系統維持の大

綱なれば之を嚴守勵行すべく、各踏切毎に速力を緩めて進行することを得ざる旨主張するも、交通業が公の性質を有し又其の企業方法に關し官の許可ある一事は、直ちに被告會社の前示認定の責任に消長を來すべき理由とするに足らず。

刑事判例

◎詐欺被告事件（大審院昭和八、二、二宣告）

○内容虚偽の工事補助金請求書と詐欺罪の成立

〔判旨〕

○申請者等が故意に虚偽假装の内容を有する補助金の請求書並各關係書類を作成し、之に依りて過大の工事を支出したるが如く装ひ、不當に多額の補助金を獲得せんことを企圖し、檢査の際右書類を資料に供し、係員をして虚偽の工事竣功精算書記載の如き工事業の支拂あり且之に相當する工事竣功したるものゝ如く誤信せしめて、同額の工事費を査定し之を縣知事に復命せしめたる爲、縣知事をして同様誤信の上右査定に對し決裁を與へしめ、因て以て不當過大の補助金の下付を受けたるときは茲に詐欺罪成立するものとす。